要配慮者利用施設における

非常災害対策計画

（避難確保計画　洪水編、土砂災害編、津波編）

策定例

令和　年　月

施設名　〇〇〇〇

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 電話番号 |  | | FAX番号 |  |
| メールアドレス（代表） | |  | | |

１　計画の目的

　　この計画は、風水害（洪水）、地震、火災、土砂災害、津波被害、その他の災害に対処するために必要な事項を定め、「〇〇（施設名）」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

　この計画を作成または、必要に応じて見直し・修正したときは、関係法令に基づく避難確保計画として遅滞なく石狩市長へ報告する。

　なお、火災に係る計画（消防計画）については、消防法施行規則第３条に基づき、石狩消防署長へ届出を行う。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

４　施設の立地条件

（１）施設等の立地条件

　　当施設は、石狩市の中心部に位置し（石狩市立花川小学校の南側徒歩５分の場所に）、茨戸川の南側〇〇ｍの場所に立地している。

　　石狩川及び新川の洪水ハザードマップには指定されていない地域であるが、昭和５６年の大雨の時には、茨戸川の増水があった（放水路が開通してからは増水などは見られない）ことや近年増えてきた想定外の自然災害に備える必要がある。

屋外避難経路図と合わせて作成でも可

　【位置関係図】

ハザードマップポータルサイトから引用

（２）災害危険区域等の該当の有無

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害種類 | 災害危険区域等の種類 | 該当 | 備考 |
| 水害 | 洪水浸水想定区域 | 〇 |  |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む） |  |  |
| 津波災害 | 津波浸水想定区域 |  |  |

※　あくまでも参考例ですので、各施設での検討の上、作成してください。

（３）施設の立地条件から予測される災害の危険性

　　ア　○○○川の氾濫洪水

　　イ　○○○丘陵の崩壊による土砂災害

　　ウ　暴風による○○○海岸からの高潮浸水

　　エ　津波浸水

※　あくまでも参考例ですので、各施設での検討の上、作成してください。

５　施設の構造設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 場所・個数等 | 内容 | 状態確認年月日・改善策 |
| 構造・階層及び築年月日 |  | 鉄筋コンクリート  ２階建　H15築 |  |
| 耐震状況 | 西 | 耐震診断未実施 |  |
| 東 | 耐震診断判定A | H28.10.01実施 |
| 消火設備 | 消火器各棟２個 | H26製設置有効10年 | H28.10.01点検済 |
| 暖房設備 | ﾎﾞｲﾗｰと灯油ﾀﾝｸ | ﾊﾟﾈﾙﾋｰﾀｰによる集中暖房 | H28.10.01操作確認 |
| ガス設備 | 厨房 | 北ガス配管 | H28.10.01操作確認 |

　※　あくまでも参考例ですので、各施設での検討の上、作成してください。

６　施設の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 人　　数 | | | |
| 平　　日 | | 休　　日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | ●名 | ●名 | ●名 | ●名 |
| 夜間 | ●名 | ●名 | ●名 | ●名 |

７　災害に関する情報の収集及び伝達

（１）情報の収集

　　　施設長は、大型台風の接近など、災害が発生するおそれがあらかじめ予想される場合には、職員に対し、災害に関する情報の収集を指示する。

　　　職員は、指示に基づき、次の情報を収集する。

　　ア　大雨洪水注意報・警報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報

　　イ　近隣の河川の水位（水防団待機水位、氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫危険水位）

　　ウ　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）情報

（２）情報の入手方法

　　　災害に関する情報は、次の機関等から入手する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | サイト名等 | ＵＲＬ等 | 収集できる情報 |
| 1 | 気象庁ホームページ  （気象情報） | <http://www.jma.go.jp/jma/index.html> | 注意報・警報の発令状況、  台風や雨雲の進路予想　等 |
| 2 | 国土交通省ホームページ（川の防災情報） | <http://www.river.go.jp/portal> | 河川の水位情報  ダムの水位情報　等 |
| 3 | 北海道土砂災害警戒情報システム | <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou>/ | 土砂災害警戒情報  土砂災害危険度情報　等 |
| 4 | 北海道開発局ホームページ（道路情報） | <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/> | 道路（高速、国道、道道）の交通規制状況 |
| 5 | 北海道防災情報 | <http://www.bousai-hokkaido.jp> | 警報発令状況  避難情報発令状況　等 |
| 6 | 石狩市メール配信サービス | <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gyosei/>3226.html | 災害発生情報  避難情報　等 |
| 7 | 石狩市公式ツイッター（北海道石狩市災害情報） | <https://twitter.com/bousai-ishikari> | 災害発生情報  避難情報　等 |

（３）情報の伝達

　　ア　緊急連絡網や緊急連絡系統図、館内放送や掲示板を用いて体制の確立状況、気象情報、警報等の発令状況を施設内関係者等で共有する。

　イ　市町村への連絡先は以下とする。

　　　石狩市役所代表　　　　　　　０１３３－７２－３１１１

　　　　〃　総務部危機対策課　　０１３３－７２－３１９０

　　　　〃　子ども政策課　　　　　０１３３－７２－３６３１

　　　　〃　高齢者支援課　　　　　０１３３－７２－６１２１

施設の関係所管部署の連絡先を記載する。

８　災害時の連絡先及び通信手段の確認

（１）緊急連絡先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職名 | 氏名 | 住所 | 電話 | 通勤時間 |
| 施設長 | ○○○○ | ・・・・ | 携帯  E-mail |  |

※あくまでも参考例ですので、各施設での検討の上、作成してください。

（２）緊急連絡系統図

事務局長

自

携

理事長

自

携

　　※（1）緊急連絡網、（2）緊急連絡系統図ともに、本計画への記載は不要だが、全職員に連絡が取れるよう、連絡体制を整備しておくこと。

（３）関係機関緊急連絡先

　　　職員に配布するほか、事業所内に掲示する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 担当部署 | 電話番号 | FAX番号 | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
| 行政機関  施設の関係所管部署や契約しているライフライン  の連絡先を記載する。 | 消防 | 石狩消防署 | 74-7111 | 74-9814 |  |
| 警察 | 札幌北警察署 | 011-727-0110 |  |  |
| 市 | 石狩市役所  危機対策課  子ども政策課  高齢者支援課 | 72-3111  　　 72-3190  72-3631  72-6121 | 75-2275  75-1340  72-1165 |  |
| ﾗｲﾌﾗｲﾝ | 電気 |  |  |  |  |
| ガス |  |  |  |  |
| 水道 |  |  |  |  |
| 電話 |  |  |  |  |

※　あくまでも参考例ですので、各施設での検討の上、作成してください。

９　避難を開始する時期、判断基準及び留意事項

　　施設長を含む職員は、日頃から館内や気象情報等の情報把握に努めるとともに、気象庁及び石狩市から発令される情報について、確実に把握し利用者の安全を確保する。

　 避難の開始の時期については、災害の種類に応じて的確に判断する。

該当する災害種別について記載する

風水害の場合

（１）避難を開始する時期、判断基準

　　ア　下記の警戒レベルに合わせて、避難の準備又は避難を開始する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警戒レベル | 避難情報等 | 避難行動等 |
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 命の危険、直ちに安全確保 |
| 警戒レベル４ | 避難指示 | 危険な場所から全員避難 |
| 警戒レベル３ | 高齢者等避難 | 避難に時間のかかる方は避難開始  それ以外の方も避難の準備 |
| 警戒レベル２ | 洪水注意報  大雨注意報 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する |
| 警戒レベル１ | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める |

（２）避難する場合の留意事項

ア　避難が困難な緊急事態にあっては、屋内の高所等の安全な場所へ避難し、救助要請を行う。

イ　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等にも考慮した方法も検討する。

　　ウ　避難放送にあっては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。

　　エ　施設職員が不足している場合は、地域の協力者の協力を得るように努める。

　　オ　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。

　　カ　ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとる。

（３）避難後の対応

　　ア　利用者の安全確認

　　　　避難所に着いたら、直ちに点呼を行い、利用者等の安全及び状況等を確認する。

　　イ　負傷者の手当

　　　　利用者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。

　　　　けが人に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、スタッフが付き添い病院への搬送を行う。

　　ウ　家族等への連絡・引継ぎ

　　　被災情報に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家

族等への引継ぎについて検討する。

　　　　引継ぎに際しては、引取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、必ず引取者

氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

土砂災害の場合

（１）避難を開始する時期、判断基準

　　ア　下記の警戒レベルに合わせて、避難の準備又は避難を開始する

　　イ　異様な山鳴りが聞こえたり、山の斜面に亀裂が生じる、斜面から小石がぱらぱら落ちる、地表面に凹凸が発生するなど、危険な状態がせまっていることが明らかな場合は、避難情報の発令にかかわらず自主避難する。

　　　　ただし、市からの避難準備情報が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市の危機管理担当課に確認する。

（２）避難する場合の留意事項

ア　避難が困難な緊急事態にあっては、屋内の安全な場所へ避難し、救助要請を行う。

イ　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等にも考慮した方法も検討する。

　　ウ　避難放送にあっては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。

　　エ　施設職員が不足している場合は、地域の協力者の協力を得るように努める。

　　オ　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。

　　カ　ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとる。

（３）避難後の対応

　　ア　利用者の安全確認

　　　　避難所に着いたら、直ちに点呼を行い、利用者等の安全及び状況等を確認する。

　　イ　負傷者の手当

　　　　利用者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。

　　　　けが人に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、スタッフが付き添い病院への搬送を行う。

　　ウ　家族等への連絡・引継ぎ

　　　被災情報に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家

族等への引継ぎについて検討する。

　　　　引継ぎに際しては、引取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、必ず引取者

氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

地震災害の場合

（１）避難開始時期の判断基準

　　　避難する明確な基準はないが、施設に損傷が生じるなどの危険性がある場合は、避難経路等の安全を確認してから屋外の安全な場所に避難する。指定避難所への避難は、市の避難情報、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断する。

（２）避難する場合の留意事項

　　ア　避難先や避難経路の安全を確認する。

　　イ　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等にも考

慮した方法も検討する。

　　ウ　避難放送にあたっては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返

し行い、パニック防止に努める。

　　エ　施設職員が不足している場合は、地域の協力者の協力も得て避難する。

　　オ　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。

　　カ　ブレーカーの切断など、２次災害発生の防止措置をとる。

　　キ　余震についても十分注意する。

ク　火元付近にいる職員は、揺れが収まったらすぐに「火の始末」をするとともに、

ガスの元栓を閉め、火災を防止する。

　　ケ　出火を発見したら、揺れが収まり次第、直ちに消火活動を開始する。消火できない

場合は、消防に連絡するとともに、利用者の避難を優先する。

（３）避難後の対応

　　ア　利用者の安全確認

　　　　避難所に着いたら、直ちに点呼を行い、利用者等の安全及び状況等確認する。

　　イ　負傷者の手当

　　　　利用者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。

　　　　けが人に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、スタッフが付き添い病院への搬送を行う。

　　ウ　家族等への連絡・引継ぎ

　　①　震度〇〇以上の地震が発生した場合は、災害体制に入るので速やかに利用者を

　　　引き取りにくるよう周知する。

　　　②　被災情報に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、

家族等への引継ぎについて検討する。

　　　　　引継ぎに際しては、引取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、必ず引取

者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

火災の場合

（１）確認、通報連絡（**自動火災報知設備が設置されていて同設備が作動した場合**）

　　ア　自動火災報知設備が鳴動したら、受信機で出火場所の確認を行い、身近にある消火器や必要に応じて懐中電灯、マスターキー等を持参して現場に急行し、火災かどうかを確認する。

　　イ　火災であることを確認したら、大きな声で周りの職員に知らせる。

ウ　連絡を受けた職員は、消防機関に１１９番通報する。

　　※119番通報は、次の内容を正確に伝えます。

　①事故の種別（火災なのか救急なのか救助なのか）

　②所在地

　③建物等の名称

　④火災の状況（出火位置、何が燃えているのか、逃げ遅れの有無等）

　⑤その他

　・簡単なようでも実際には慌ててしまい正確に伝わらないこともあります。電話の付

近に通報要領と所在地などの必要事項を掲示しておくと良いでしょう

　　エ　火災であることを確認した後は、直ちに初期消火活動を行う。（数人で確認に行けば連絡と同時に初期消火活動ができる。）

（２）確認、通報連絡（自動火災報知設備が設置されていない、または設置されているが作動する前に火災を発見した場合）

ア　自動火災報知設備が設置されていない、または鳴動する前に火災を発見したら、大きな声で「火事だー！」と周りの職員に知らせる。

イ　連絡を受けた職員が消防機関に１１９番通報するとともに、非常警報設備が設置されている場合は、発信機を押して非常ベルを鳴らし、非常警報設備が設置されていない場合は火災であることを建物の中にいる人に知らせる。

　　※119番通報については上記（1）ウを参考とする。

　　ウ　火災であることを確認した後は、直ちに初期消火活動を行う。（数人で確認に行けば連絡と同時に初期消火活動ができる）

（３）消火活動

　　ア　火災を発見したら、直ちに消火活動を開始する。また、消火班は、出火箇所に消火器を集結し初期消火活動を行う。

　　イ　消火器による初期消火時間の目安として、炎が天井に燃え移る前までとし、それまでに消火できない場合は避難を開始する。また、避難する際は、出火室のドアや窓を閉めて延焼の防止を図る。

（４）避難誘導

　　ア　火災が発生した場合、直ちに避難誘導を行うかどうかについては、火災の規模や発生場所により違うため、施設長は、出火場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間で判断し、責任をもって避難誘導の開始を指示する。

　　イ　火災が発生したときは、利用者を一時的に安全な場所に移し、火災の状況により避難が必要な場合は、順次、屋外へ避難する。

　　ウ　避難の際は、出火箇所を避け、煙等の被害を被る恐れがない経路を選択する。

　　エ　避難経路はできるだけ安全に「地上」まで避難できる施設を選択する。

　　　　・屋外避難階段

　　　　　外気にさらされているため煙による影響が少なく安全性が最も高い。

　　　　・屋内避難階段

　　　　　防火戸等がきちんと閉鎖されていれば、竪穴区画が形成されるため、安全に避難できる。

・避難器具

避難はしご、救助袋、緩降機等いろいろな種類があるので、設置されている避難器具の種類、場所、使用方法について熟知しておく必要がある。

　　オ　エレベーターは火災による停電で停止する可能性があるので使用しないこと。

（５）避難後の対応

　　ア　利用者の安全確認

　　　　避難所に着いたら、直ちに点呼を行い、利用者等の安全及び状況等確認する。

　　イ　負傷者の手当

　　　　利用者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。

　　　　負傷者に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、スタッフが付き添い病院への搬送を行う。

　　ウ　家族等への連絡・引継ぎ

　　　被災情報に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家

族等への引継ぎについて検討する。

　　　　引継ぎに際しては、引取りに現れた家族等に直接引渡すとともに、必ず引取者氏名、

住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

津波の場合

※津波浸水想定区域の施設の場合のみ記載

（１）避難を開始する時期、判断基準

　　津波注意報の発令で避難準備を開始し、津波警報、大津波警報が発令された場合は、

ただちに避難を開始する。

（２）避難する場合の留意事項

ア　避難が困難な緊急事態にあっては、屋内の安全確保場所へ避難し、救助要請を行う。

イ　避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等にも考

慮した方法も検討する。

　　ウ　避難放送にあっては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を２回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。

　　エ　施設職員が不足している場合は、地域の協力者の協力を得るように努める。

　　オ　負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。

（３）避難後の対応

　　ア　利用者の安全確認

　　　　避難所に着いたら、直ちに点呼を行い、利用者等の安全及び状況等を確認する。

　　イ　負傷者の手当

　　　　利用者のケガの有無、体調、気分がすぐれない者がいないか等の状況を確認する。

　　　　けが人に対しては応急的な措置を施し、病院での診察・診療等が必要と思われる者については、スタッフが付き添い病院への搬送を行う。

　　ウ　家族等への連絡・引継ぎ

　　　被災情報に基づき、施設の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家

族等への引継ぎについて検討する。

　　　　引継ぎに際しては、引取りに現れた家族等に直接引渡すとともに、必ず引取者氏名、

住所、連絡先、引取年月日、時刻などの記録を残す。

10　避難場所

（１） 石狩市指定避難場所と緊急指定避難場所

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 災害種類 | | 風水害 | | 土砂災害 | | 地震 | | 火災 | | 津波 | |
| 経路1 | 経路2 | 経路１ | 経路２ | 経路1 | 経路2 | 経路1 | 経路2 | 経路１ | 経路2 |
| 市  町  村  指　定 | 避難場所 | |  | |  | |  | |  | |  | |
| 所  要  時  間 | 夏  （夜） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 冬  （夜） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 距　　離 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 近  隣  の  安  全  な  場　所 | 避難場所 | |  | |  | |  | |  | |  | |
| 所  要  時  間 | 夏  （夜） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 冬  （夜） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 距　　離 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

* あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

（２） 立ち退き避難が危険な場合の施設内の安全なスペース（屋内安全確保）

|  |  |
| --- | --- |
| 災害種類 | 屋内安全確保の場所 |
| 風水害 |  |
| 土砂災害 |  |
| 地震 |  |
| 津波 |  |

* あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

11　避難経路

別紙として末尾に図面を添付することも可

（１） 施設からの避難経路図（必要な災害種別に複数ルート）

（作成参考例）

要配慮者施設における避難確保計画作成の手引き別冊４ページ

（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）　　　　　　　　　など

（２） 施設（建物）内の避難経路図

※消火器（設備）や避難器具、通報装置、非常用資材の場所も併せて表記する。

12　災害時の人員体制、指揮系統

（１） 役割分担（職員配置）と指揮・命令系統

　　・総括責任者　　　　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

　・情報連絡班　班長　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

　　・消火班　　　班長　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

　　・救護班　　　班長　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

　　・避難誘導班　班長　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

　　・応急物資班　班長　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

　　・地域連携班　班長　〇〇〇〇（不在時の代行者　①××××　②△△△△）

（役割分担表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 総括責任者 | 班 | 班長 | 班員 | 任務 |
| ○○ | 情報連絡班 | 〇〇〇〇 | △△△△  ※誰がどのような情報を把握し、どこに伝達するか定める | ・避難行動の指揮統制（総括責任者の指揮による収集情報の各班への伝達と活動の指示）  ・気象や災害の情報収集  ・職員への連絡、職員や職員家族の安否確認  ・関係者、関係機関、協力者との連絡調整  ・利用者家族への連絡  ・避難状況のとりまとめ |
| 消　火　班 | 〇〇〇〇 | ※誰がどの任務を遂行するか、定める | ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認  ・出火防止と出火の際の初期消火 |
| 救　護　班 | ○○○○ | ・負傷者の救出及び安全な場所への移動  ・応急手当及び病院などへの移送 |
| 避難誘導班 | ○○○○ | ・利用者の安全確認  ・施設、設備の被害状況確認  ・利用者への状況説明  ・利用者の避難誘導  ・利用者を家族へ引き渡し |
| ○○ | 応急物資班 | 〇○○○ | ・食料、飲料水などの確保  ・炊き出し、飲料水の供給 |
| 地域連携班 | ○○○○ | ・地域住民、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整 |

* あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください

（２） 避難に最低限必要な職員数

　　 ・情報連絡班　〇〇名　（夜間○○名）

　　 ・消火班　　　〇〇名　（夜間○○名）

　　 ・救護班　　　〇〇名　（夜間○○名）

　　 ・避難誘導班　〇〇名　（夜間○○名）

　　 ・応急物資班　〇〇名　（夜間○○名）

　　 ・地域連携班　〇〇名　（夜間○○名）

（３） 配備体制と参集基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配備体制 | 配備基準 | 活動内容 | 対象職員 |
| 注意配備体制 | ①地域に大雨、大雪、風雪、洪水注意報が１以上発令されたとき  ②地域に震度３以上の地震が発生したとき  ③地域に津波注意報が発令されたとき | 気象や災害の情報収集 | ・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること |
| 警戒配備体制 | ①地域に大雨、大雪、暴風雪、高潮、洪水警報が１以上発表されたとき  ②地域に震度４又は震度５弱の地震が発生したとき  ③地域に津波警報が発表されたとき | 気象や災害の情報収集  避難及び誘導に係る資機材の準備  利用者家族への連絡  関係者、関係機関、協力者との連絡調整  施設、設備の被害状況確認、火元の点検・消火 | ・総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること  ・その他の職員は自宅待機 |
| 災害対策体制 | ①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき  ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき  ②高齢者等避難の発令  ③地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき  ④地域に震度５強以上の地震が発生した時  ⑤地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき  ⑥その他、総括責任者が必要と認めるとき | （警戒配備体制の業務に加えて）  職員への連絡、職員や職員家族の安否確認  利用者への状況説明  利用者の安全確認・避難誘導・家族へ引渡し  地域住民、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整  飲料、食料の供給 | ・総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること  ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること |

※　あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください

（４） 職員の参集方法

　　ア　災害の発生のおそれのある気象情報（災害危険区域については、警報以上）の

発表まで猶予時間があるとき。

　　　　・メール発信にて出勤要請（併せて連絡網で伝達）

　　　　・通常の通勤手段を用いる。夜間は自家用車若しくはタクシーを利用する。

　　　　・出勤可否をメール返信

　　　　・メールの返信が確認できない場合は電話により確認

　イ　災害が発生もしくは発生が予測され、緊急に招集する場合。

　　　　・メール発信と電話連絡で出勤要請

　　　　・通常の通勤手段を利用できない場合、徒歩などで安全を確保できる者のみ出勤

　　　　・出勤可否をメールまたは、電話で連絡

　　ウ　出勤可否連絡方法

　　　　速やかに対応可能職員を把握するため、次のとおり連絡文案を定める。

　　　　なお、参集できる、できないにかかわらず、必ず連絡すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 連絡文１ | ○○です。  今、△△にいます。  あと、××分で到着します。 | 連絡文２ | ○○です。  △△のため参集できません。  ××で待機します。 |

（５） 配備体制ごとの活動内容と要員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配備体制 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意配備体制 | 気象や災害の情報収集 | 情報連絡班 |
| 警戒配備体制 | 気象や災害の情報収集  避難及び誘導に係る資機材の準備  利用者家族への連絡  関係者、関係機関、協力者との連絡調整  施設、設備の被害状況確認、火元の点検・消火 | 情報連絡班  応急物資班、避難誘導班  情報連絡班  情報連絡班  避難誘導班、消火班 |
| 災害対策体制 | （警戒配備体制の業務に加えて）  職員への連絡、職員や職員家族の安否確認  利用者への状況説明  利用者の安全確認・避難誘導・家族へ引渡し  地域住民、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整  飲料、食料の供給 | 情報連絡班  避難誘導班  避難誘導班、救護班、応急物資班  地域連携班  応急物資班 |

* あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください

13　停電・断水時の対応

　　・照　　　明：自家発電装置を稼働

　　　　　　　 　（備蓄）ポータブル発電機と投光器、LED電池式電灯

　・暖　　　房：（備蓄）ポータブルストーブと灯油、毛布等の防寒用品

　　・水　　　道：（断水が想定される場合）ポリ袋・くみ置き用容器に貯水、浴槽くみ置

　　　　　　　　　き

　　 （備蓄）飲料水

　　・ガ　　　ス：（備蓄）保存食料、カセットコンロ対応

　　・医療機器、ナースコール等の対応電力：自家発電装置稼働、予備バッテリー対応

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 医療機器会社へ連絡（連絡先〇〇〇〇）

　　・水洗トイレ：浴槽くみ置き水で対応

（備蓄）簡易トイレ、ポリ袋での汚物対応

　　・情報通信：ラジオ、モバイルバッテリー、乾電池

14　関係機関との連携体制

（１） 地域の防災訓練への参加

（２） 施設の避難訓練へ地域住民が参加する協力関係を構築

（３） 地域の避難計画や消防計画と施設の避難計画を連携したものにする協議関係を確立

（４） 自治会、自主防災組織、近隣のボランティア、学校や企業と災害時協力関係を確立

（５） 他の施設へ避難受入れに関する協定（施設間避難協定）

15　避難・救出その他必要な訓練及び防災教育

（１） 避難訓練計画

　　　 別紙①のとおり

（２） 防災教育の実施

　　　 自然災害に関する知識及び非常災害対策計画に関する研修会を開催

　　 ア　新規採用職員向け研修～毎年４月

　　 イ　全職員向け研修（地域協力者との合同研修）～毎年６月、９月

16　食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄（リスト）

（１） 非常用資機材の備蓄リスト

　　　 別紙②のとおり

（２） 非常用持出備品リスト

　　　 別紙③のとおり

別紙①　避難訓練の実施内容（例）

１　実施回数

　　年●回（うち夜間又は夜間を想定した避難訓練　年●回）

２　避難訓練の参加者

　　常勤職員（夜間従事者含む）、非常勤職員（夜間従事者含む）、利用者

３　想定する災害の種類

　　火災、地震、水害、土砂災害、津波

４　避難場所

（１）火災発生時　〇〇公園

（２）地震発生時　〇〇小学校

（３）水害発生時　〇〇市民会館

（４）土砂災害発生時　〇〇公民館

（５）津波発生時　〇〇市民会館

５　避難場所までの避難目標時間

（１）火災の場合　〇〇分

（２）地震の場合　〇〇分

（３）水害の場合　〇〇分

（４）土砂災害の場合　〇〇分

（５）津波の場合　〇〇分

　※ 小規模社会福祉施設の火災発生時の避難目標時間については、全国消防長会作成の「避難目標時間の設定」を参考にしてください。

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2203/pdf/220313_yo130.pdf>

６　避難訓練の内容

（１）避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。

（２）防災マップ及び施設内の避難経路のとおりに迅速に避難できるかの検証を行う。

（３）災害時における役割分担表のとおりに迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。

（４） 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうか

　　 の検証を行う。

（５）消火器を使用した初期消火の訓練を行う。

（６）近隣住民が参加する避難訓練を実施する。

策定例別紙②　非常用資機材の備蓄品リスト（３日間以上の備蓄）

施設で準備している資機材等について記載する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　類 | 品名 | 数量 | 積算根拠 | 保管場所 | 点検日 |
| 食　料　等 | 飲料水 |  |  |  |  |
| 米、塩 |  |  |  |  |
| 非常食 |  |  |  |  |
| 鍋 |  |  |  |  |
| 茶碗、割り箸、ラップ |  |  |  |  |
| カセットコンロ、ボンベ |  |  |  |  |
| ポリ容器等（生活用水） |  |  |  |  |
| 医薬品等 | 医薬品 |  |  |  |  |
| 衛生器具（血圧計、体温計等） |  |  |  |  |
| 衛生材料（おむつ等） |  |  |  |  |
| 情　報　収　集　・　伝　達 | テレビ |  |  |  |  |
| ラジオ |  |  |  |  |
| タブレット |  |  |  |  |
| ファクシミリ |  |  |  |  |
| 携帯電話（充電器を含む） |  |  |  |  |
| 携帯電話用バッテリー |  |  |  |  |
| 懐中電灯・電池 |  |  |  |  |
| 拡声器・電池 |  |  |  |  |
| 無線機・電池 |  |  |  |  |
| 照　　　 明 | 懐中電灯・電池 |  |  |  |  |
| ローソク(ローソク台を含む） |  |  |  |  |
| 携帯用発電機 |  |  |  |  |
| 発電機接続用照明器具 |  |  |  |  |
| 暖房資機材 | ポータブル石油ストーブ |  |  |  |  |
| 灯油 |  |  |  |  |
| 携帯カイロ |  |  |  |  |
| マッチ |  |  |  |  |
| 新聞紙 |  |  |  |  |
| 移　送　用　具 | 車いす |  |  |  |  |
| 乳母車 |  |  |  |  |
| リヤカー |  |  |  |  |
| おんぶ紐 |  |  |  |  |
| 担架 |  |  |  |  |
| 作 | スコップ |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業機材 | 除雪スコップ、ダンプ |  |  |  |  |
| 合板 |  |  |  |  |
| のこぎり |  |  |  |  |
| 釘、金槌 |  |  |  |  |
| 軍手 |  |  |  |  |
| 長靴 |  |  |  |  |
| 避　難　誘　導　用　具 | 名簿（職員、利用者等） |  |  |  |  |
| 地図 |  |  |  |  |
| 案内旗 |  |  |  |  |
| （再掲）タブレット |  |  |  |  |
| （再掲）携帯電話(充電器含む) |  |  |  |  |
| （再掲）携帯電話用バッテリー |  |  |  |  |
| （再掲）懐中電灯・電池 |  |  |  |  |
| （再掲）拡声器・電池 |  |  |  |  |
| 蛍光塗料 |  |  |  |  |
| テント |  |  |  |  |
| ビニールシート |  |  |  |  |
| 毛布 |  |  |  |  |
| ゴザ |  |  |  |  |
| 誘導者用ライフジャケット |  |  |  |  |
| ヘルメット |  |  |  |  |
| 搬送用ゴムボート |  |  |  |  |
| ロープ |  |  |  |  |
| タオル |  |  |  |  |
| ビニール袋 |  |  |  |  |
| 下着 |  |  |  |  |
| 簡易トイレ |  |  |  |  |

※上記品目は例示ですので、各施設等で必要に応じたリストを作成してください。

策定例別紙③　非常用持ち出し備品リスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備品名 | 保管場所 | 点検日 |
| 利用者情報（台帳） |  |  |
| 利用者家族連絡先 |  |  |
| 職員名簿（台帳） |  |  |
| 職員連絡ルート表 |  |  |
| 関係機関連絡先一覧 |  |  |
| 避難用地図 |  |  |
| 非常災害対策計画 |  |  |

※上記項目は例示ですので、各施設等で必要に応じたリストを作成してください。